



すべてに感謝しながら

いつも早起きして畑でクワをふるい、野菜作りをしている豊田徳蔵（九十五歳）さん。

「このごろ医者代が、ただになったので、みんな喜んでいますね。やっぱり、年寄りにとって健康であること、達者で働けることが一番しあわせだと思っています。みんなに感謝しているんです」と健康そのもの。

畑仕事をするほか、家族の方たちと旅行して、知らないところを見物するのも楽しみのひとつだそうです。

日本人の平均寿命は、男性七十一歳、女性七十六歳に達しました。老後の本當の生きがいはいはなんだろう。それを求めるにはどうしたらよいか……などいろいろの問題についてみんなで考えたいと思います。

仕事や趣味が心のほりに！

朝、早くから釣り道具をかついで出かけるおじいさん。再就職して、若い人たちと仕事に励む方々。

地域の老人クラブで、いろいろ学習したり、奉仕活動などで汗を流す人。和裁や洋裁の技術を生かして、若い人に教えているお年寄り……。

とにかく自分のからだを動かす仕事や趣味、レクリエーションなど、心を打ち込める何かを持っているお年寄りは若々しく見えます。それは、この心のほりが若さをたもち、健康をたもつ「みなもと」になっているからだと思われれます。

いつまでも 元気で明るく

かるい運動から

早起きして散歩やサイクリングを楽しむ「早起き会」とか「歩こう会」などが各地で生まれています。地域の方々が集まって、よもやま話しにも花が咲きます。手軽にできる朝の散歩など、家族や近所の方をさそって、あなたも始めてみませんか。

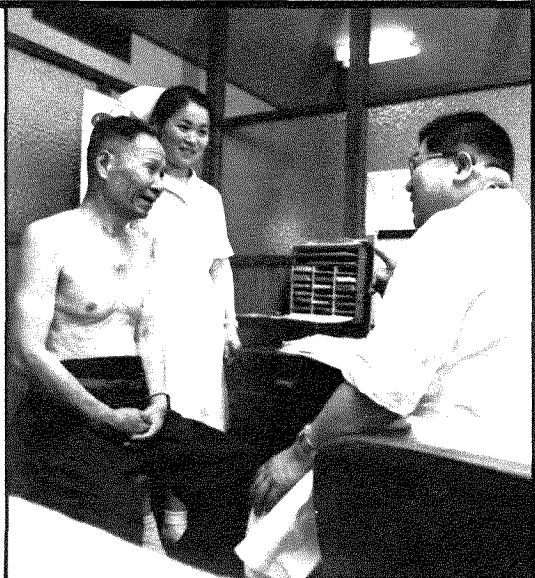


いまは若くても

いつまでも若々しく元気でいたいと思うのはみんなの願い。それには、日常のたゆみない努力が必要です。たとえば、スポーツによる体力づくり、仕事や趣味など心から打ち込める目標を持つこと、家族や地域の人たちとの暖かい心のつながりをたもつことなどが大切だと思われれます。老人問題は、あしたの私たち自身の問題です。

九月十五日は敬老の日
みんなで
老後を考えましょう

定期的な健康診断



「いつまでも人手を借りずに、元気で暮らしたい」とは、みんなの願いです。ところが、誰でも年をとると、年に応じて老化が現われてきて、病気にもかかりやすくなります。そして、老年期に病気になる若い人に比べて回復力が遅いのでちよつとした症状でも、できるだけ早く見つけて治療することが必要です。

「わたしは若いときから病気などしたことがないから……」という過信は禁物。いまは丈夫でも、定期的（少なくとも年一回）に健康診断を受けることが大切です。

とくに、季節の変わりめや、急激な環境の変化が、お年寄りのからだには敏感に影響します。

家族の方も、お年寄りの体重の変化やそのほか、からだの異状の有無に十分注意してあげてほしいものです。

十月から六十七歳以上の
老人医療費が無料になります

六十七歳以上のお年寄りがお医者さんにかかった場合、いままで自己負担していた医療費がいらなくなります。直接の窓口は市町村になりますので、くわしいことは市町村役場でおたずねください。

きびしい暑さに負けず、海に山にと元気に
勉強し、遊んだ夏休み。ことし参加できな
かった君、来年はぜひ参加しよう！



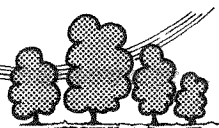
「ボクらの夏休み」



自然スクール

▲「海辺は涼しいなあ！なぜですか、先生」「海綿は動物？それとも植物？」自然の中での勉強が楽しく続けられました。

(8月4日加太国民休暇村で)



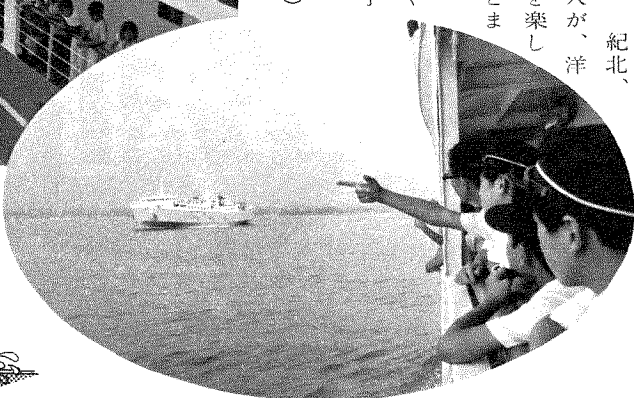
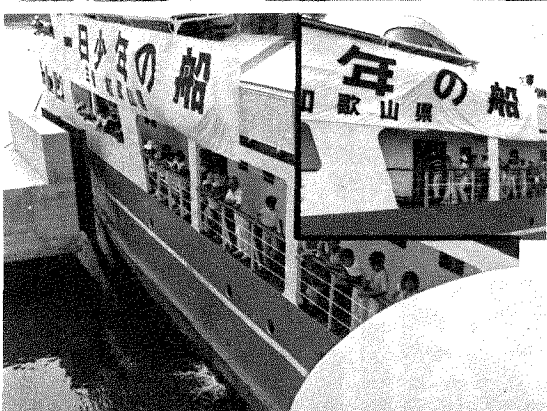
一日少年の船

「あつ、とびうお！」紀北、

紀南の少年たち千四百人が、洋上で学習したりゲームを楽しみながら紀州の海をひとまわり。

とびはねる魚や、遠くに望む故郷の美しさに子どもたちは大はしゃぎ。

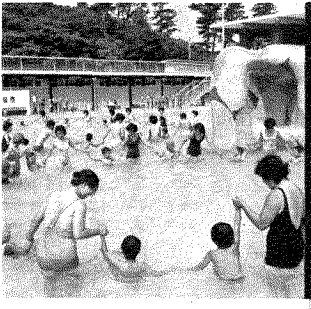
(八月七日 白浜さんぽしで)



親子水泳教室

▶夏休み子どもスポーツ教室「ボク早く泳げるようになりたいなあ！」お母さんと一緒にみんな楽しそうです。

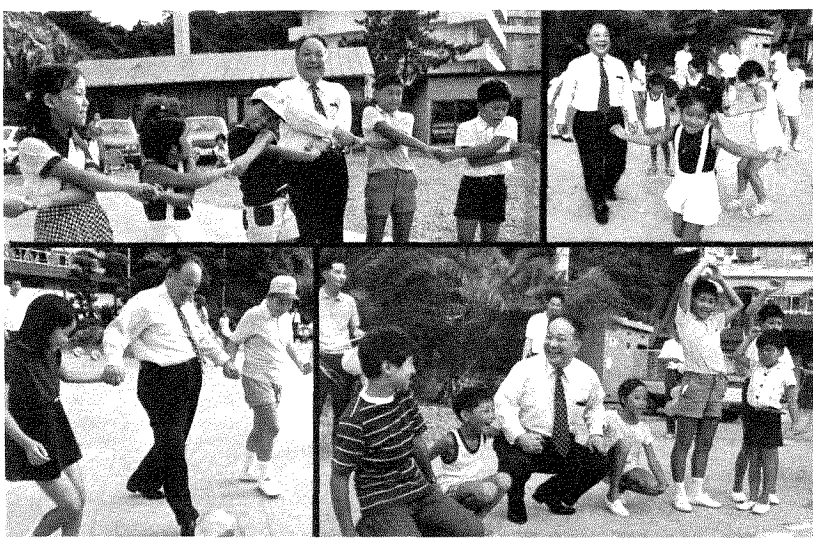
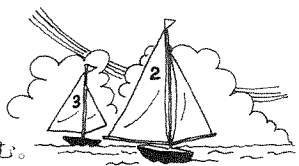
(八月四日 秋葉山プールで)



こどもヨット教室

▼カッコイイ！くろしおの海に夢がふくらむ。海はぼくたちの冒険の広場。

(7月29日 県海洋訓練所で)



▲県では、つね日ごろ何かとお忙しい母子家庭のお母さんと子どもたちを白浜のママさん会館と加太国民休暇村へ、一泊旅行に招きました。

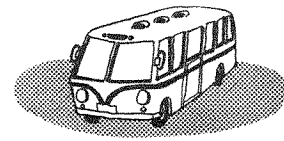
大橋知事もみんなといっしょにゲームをするなど楽しい一日を過ごしました。

(7月31日白浜ママさん会館で)

みどりのバス教室

▼和歌山市から高野山へと、ことし初めて走ったみどりのバス。高野山中学での勉強、スリル満点のふりなわによる種の採取方法を見て、みんな、みどりの大切さを知りました。

(7月25日 高野山で)



県職員採用初級試験

採用予定人員 一般事務(男)約二十五人、同(女)約十五人、学校事務男女各約二十人、警察事務男女各三人、土木約十人

受験資格 学歴を問わず、昭和二十五年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた方

試験 十月十四日 和歌山、田辺、新宮の各市で

受け付け 九月十日～二十九日
申し込み用紙の請求、試験についての問い合わせは、県人事委員会(県庁内)、もよりの県事務所総務課へ。

警察官採用試験

採用予定人員 約五十人
受験資格 昭和二十一年四月二

日から昭和三十一年四月一日までに生まれた男子

試験 十月七日 和歌山、橋本、田辺、新宮の各市

受け付け 九月二十九日までに県人事委員会(県庁内)へ。

申し込み用紙の請求、そのほか詳しいことは県人事委員会、またはもよりの警察署へお問い合わせください。

中学校卒業程度認定試験

病気などやむをえない理由により、義務教育諸学校に就学できなかった方のために、中学校卒業程度の学力があるかどうか認定試験を行います。

この試験に合格した方は、高等学校入学資格が得られます。

第六回県民文化祭開く

九月六日の開幕フェスティバルを皮切りに「心の充実への探索」をシンボルテーマとし、県下各地で多彩な催しを繰りひろげます。

豊かな、うるおいのある生活こそ人間の願いです。これまで私たちは一生懸命働き、物質的にはある程度豊かになりました。

しかし、心の充実ということが忘れられているようにおもわれます。

《九月の県民文化祭行事》

移動県民文化会館
(劇) 円空通走曲(有料)
(7、8日) (県民文化会館小ホール)

試験 十一月三十日(金) 県教育研修センター

試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の五科目

受け付け 九月十四日～十月十三日 県教育委員会学校教育課(県庁内)

申し込み用紙の請求、受験資格、そのほか詳しいことは同課へ。

職業訓練指導員試験

職種 自動車整備科

試験 学科 十月二十五日

実技 十月二十八日

受け付け 九月二十五日～十月九日 県職業訓練課

そのほか詳しいことは同課へ。

看護婦有資格者のあなたを待っています

県民の健康を守る医療機関は看護婦さん不足で悩んでいます。県下には十六カ所の養成機関があり、毎年三百六十人前後の卒業生が社会に巣立っています。

しかし、結婚、育児により、退職する看護婦さんが、毎年百五十人前後もあるのが実情です。

県では、これら退職者のうち再就職できる方々の職場復帰を強く期待しています。

再就職希望の方は、県医務課ま

お知らせ

たはもよりの保健所にお申し出ください。

設備近代化資金を ご利用ください

設備を近代化したい中小企業者の方に、設備資金の二分の一以内をお貸しします。一年すえ置き、四年均等年賦、無利子です。

この制度は二分の一の自己資金を必要としますので、自己負担分も資金調達が行なっている設備貸与制度をご利用ください。

同和中小企業者の方に、ことしから同和中小企業設備貸与制度が設けられました。

説明会、申し込み受け付け日程は次のとおりです。

説明会日時	受け付け日時	場 所
9月12日(水) 13時	9月27日(木)～29日(土) 10時～16時(土は12時まで)	和歌山市 県民文化会館
9月13日(木) 13時	9月25日(火) 13時～16時	高野町 紀州繊維工業(協) 御 坊 市 日高県事務所
9月14日(金) 13時	9月26日(水) 13時～16時	田 辺 市 田辺商工会議所 新 宮 市 新宮商工会議所

◇詳しいこと問い合わせは、近代化資金については、県商工課、繊維皮革課、中小企業総合指導所(県経済センター五階)

(〇七三四)三三一五〇〇

設備資金貸与制度については中小企業設備公社(県庁二階)へ。

自動車運転免許証が カラー写真化されます

この免許証は十月一日以後試験に合格した方、切り替え、再交付申請をする方に渡されます。

調査対象地域は県下七百十五地域で市町村ごとに広報板などでお知らせします。九月下旬から、調査員が訪問しますので調査表の記入にご協力ください。

調査の秘密は法律で保護されます。

移動県民相談室

一般相談、中小企業金融相談、内職相談、弁護士による法律相談に応じます。(無料)

九月十九日(九時～十六時) 有田市民会館

九月二十五日(九時～十六時) すさみ町中央公民館

十月二日(十時～十五時) 由良町役場

農業試験場参観デーのご案内 (那賀郡貴志川町高尾)

気軽におこしください

〈日時〉 9月29日(土) 12時～16時
30日(日) 9時～16時

〈行事〉 農業各種技術相談
場内見学
農産物、花き類の販売
スライド、映画上映



文化ニュース

県民文化会館 ☎ (0734) 36-1331

〈大ホール〉

9月15日 マジックショー 13時 無料
17日 民音「小柳ルミ子ショー」 14時
19時 1,200円
20日 労音「赤い鳥コンサート」 18時
30分 1,200円
23日 フォークソングコンサート 14時
A 800円 B 600円
25日 ベンチャーズ演奏会 18時30分
A 1,800円 B 1,500円
30日 労音 オペラ「トスカ」 18時30分 1,800円

〈小ホール〉

9月16日 邦楽演奏会 13時 700円
24日 バレエ発表会 13時30分 無料
29日 NHK全国学校和歌山県コンクール 10時 無料
30日 長唄会 10時30分 無料

近代美術館 ☎ (0734) 36-1331

9月12日～16日 勤労者美術展
20日～24日 三光展
21日～23日 花王展
27日～30日 具現展
27日～30日 垣越短歌会作品展
27日～10月1日 井上人形教室作品展
10月4日～8日 和歌山市青年美術展

電波で結ぶ茶の間と県政

○ラジオ 「県庁だより」和歌山放送
(日曜日を除く毎日12:30～12:35)

○テレビ 「紀州アルバム」
知事と語る
一生ががいー
四国テレビ 9月2日、9日(日)
7:45～8:00
毎日テレビ 9月13日(木)
10:15～10:30

映画貸し出しのご案内

○県政トビックス
モノクロ、16ミリ、シネマスコープ
4分
○紀州アルバム
カラー、16ミリ、スタンダード
15分
そのほか思い出の「黒潮国体」、行幸啓記録映画「ようこそ紀州路へ」もあります。
○お申し込みは県広報課、各県事務所総務課へ。

あなたの意見を あなたの街に

和歌山 海南、橋本 都市計画
用途地域

公聴会のお知らせ

都市計画法にもとづく「新用途地域」の素案がまとまりました。この素案は市の土地利用方針に沿ってできあがったもので、実際の土地の利用、一宅地の大きさ、建築動向なども調査・検討し計画しました。

みなさんのご意見を交換しあうため公聴会をひらきます。よくご検討いただき「住みよい街づくり」のための貴重なご意見をお寄せくださるようお願いします。

★公聴会開催の日程

海 南 市

昭和48年 9 月25日 午後1時30分から
海南市日方1271の4
「海南市民会館ホール」

橋 本 市

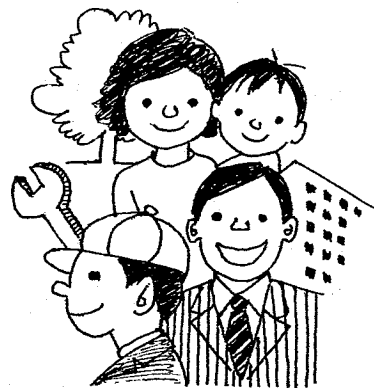
昭和48年 9 月26日 午後1時30分から
橋本市東家1丁目6番27号
「橋本市民会館大ホール」

和歌山市

昭和48年 9 月27日 午後1時30分から
和歌山市小松原通り1丁目
「和歌山県民文化会館小ホール」

建て物をつくるときの新しいルール

用途地域(素案)でできる



用途地域とはみなさんの住んでいる市の中に、いろいろな建て物が無秩序に建てられず、騒音、悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪くなり、住みにくい街になってしまっています。そこで、このようなことが起こらないように、建て物を建てる場合に、守るべき最低限のルールを決めたものが「用途地域」です。現在定められている用途地域は四種類ですが、この地域制では住みよい環境をつくるためには十分でないで、八種類のきめ細かい用途地域を定めることになりました。この新しい制度では住宅と工場、風俗営業施設などが明りように分けられ、近代的な街づくりの基礎がつけられます。

新用途地域の内容

住宅環境の 保護地域に

①第一種住居専用地域

良好な環境の住宅地で、工場や風俗営業施設など、住居の環境をそこなう建て物は建てられません。日常生活に必要な一定の店舗用住宅、小中学校などは建てられます。この地域は、建て物の高さが十メートルとされ、容積率五十パーセントと定められます。

③住居地域

ある程度の用途の建て物の混在を認めながら、主として住居の環境をまもる地域で、とくに小規模な工場や、パチンコ屋、ボーリング場、旅館などは建てられません。したがって、主要鉄道沿いや、交通量の比較的多い主要道路沿いにある程度のはばを路線的にとっています。建ぺい率、容積率は第二種住居専用地域と同じです。

②第二種住居専用地域

中高層住宅も建つ良好な住宅地で、第一種住居専用地域で建てられるものに加えて店舗、商業活動がしやすい地域

商業活動が しやすい地域

④近隣商業地域

周辺の住民に対し日用品を供給する商業などにとって便利がよい地域で、店舗、事務所、小規模な工場は建てられます。建ぺい率八十パーセント、容積率二百と定められます。

⑤商業地域

銀行、百貨店、映画館、料理店などの建て物が集まる所で、商業地として好ましくない工場などの建築が制限されるだけです。建ぺい率八十パーセント、容積率四百と定められます。

工業活動が しやすい地域に

⑥準工業地域

主として、環境を悪くするおそれのない工場が建てられる地域で、最も制限がゆるく、住宅と工場が混在し、場合によっては環境の悪くなるおそれのある

⑦工業地域

工場を主とした地域ですが、現状ではある程度工場と住宅などの混在がやむを得ない地域です。

★公聴会での意見発表について

左記用紙は、県土木部計画課、和歌山市土木部計画課、海南市建設経済部都市開発課、橋本市都市計画課にあります。

公述申し出書

和歌山、海南、橋本都市計画にかかると、用途地域素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

昭和 年 月 日

和歌山県知事 大橋正雄殿

公述申し出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

意見の要旨(別紙)

*~~~~の部分は関係市を○で囲んでください。

備考

用紙はB五判(約十八センチ×二十五センチ)とし、横書きにし左右はそれぞれ三センチ程度あけてください。意見の要旨は四〇〇字詰め原稿用紙二枚以内に簡潔に記してください。

⑧特別用途地区

八つの地域に分けただけでは大まかすぎて、それぞれの地域の特殊性を生かすことがむずかしい場合もありますので、市の条例によって制限をきつしたり、ゆるくしたりすることのできる地区です。

⑨工業専用地域

工場はどんなものでも建てられますが住宅、店舗など工場以外のものは、ほとんど建てられません。建ぺい率、容積率は工業地域と同じです。

⑩その他の制限

隣の敷地や、狭い道路に接して極端に高い建て物が建つと、日照問題など生じてきますので斜線制限があります。これは、かなり専門的なことになりそうですので詳しいことは、県土木部計画課、建築課または市の都市計画担当課におたずねください。

1.公述人申し出期限

昭和四十八年九月十八日

郵送の場合は当日までの消印があるものを有効とします。

2.公述人

公述希望者は誰でも気軽に申し出願います。

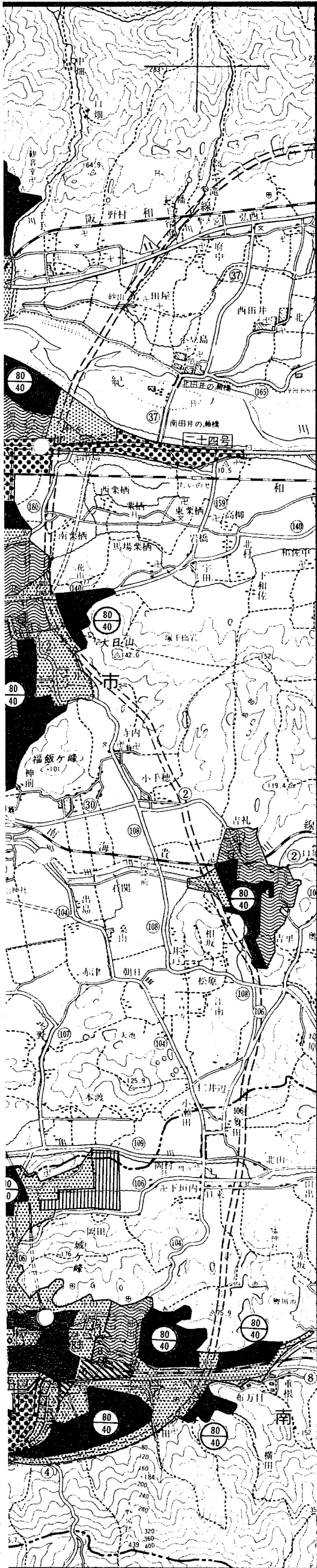
3.公述申し出方法

公述申し出書を「和歌山市小松原通り一の一(郵便番号六四〇)和歌山県土木部計画課長」に提出してください。

4.公述人の選定

公述申し出書が多数の場合は知事が選定し本人あて通知します。

計画用途地域図 (素案)



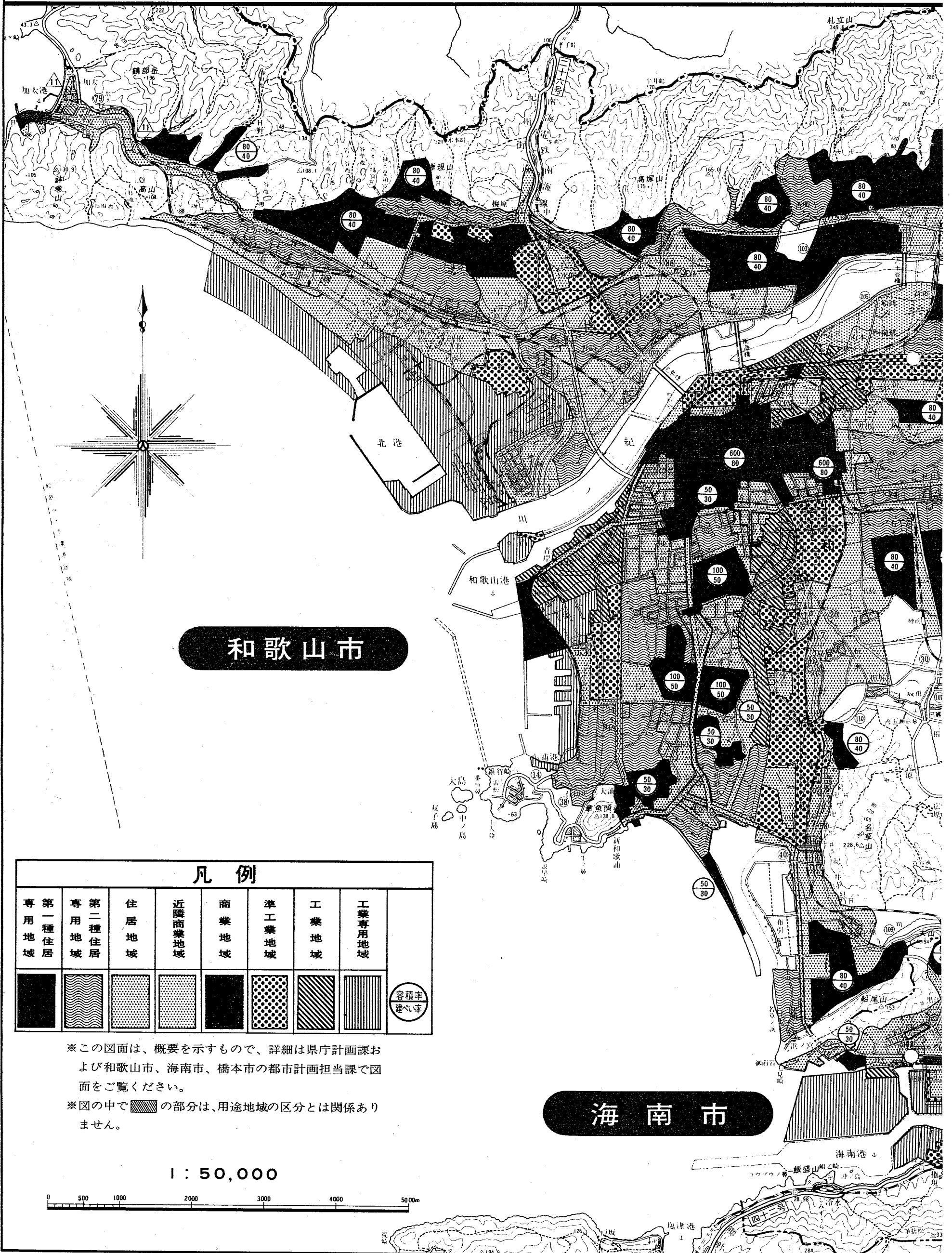
用途地域内の建て物の用途制限

建てる用途 (ただし、特別の許可を受けて)
建てられない用途 (建てられる場合があります。)

例	示	第一種 住居専用 地	第二種 住居専用 地	住 地	居 域	近隣商業 地	商業 地	準工業 地	工業 地	工業 専用 地	工業専用 地
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	兼用住宅のうち店舗、事務所などの部分が50㎡以下でその部分が延面積の1/2以下のもの										
幼稚園、小学校、中学校、高等学校											
図書館、博物館											
神社、寺院、教会											
老人ホーム、託児所、公衆浴場、診療所											
巡査派出所、公衆電話所、延面積が500㎡以下の郵便局											
大学、高等専門学校、各種学校、病院											
物品販売業を営む店舗（百貨店を含む）、飲食店											
上記以外の店舗、事務所											
ホテル、モーター、旅館											
ボーリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場											
劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、トルコ風呂											
営業用倉庫、床面積の合計が50㎡をこえる車庫（一定規模以下の附属車庫などを除く）											
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎											
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋などの食品製造工場で一定規模以下のもの	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの										
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが極めて少ないもの											
作業場の床面積の合計が150㎡をこえる工場または危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの											
危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場											
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設											
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設											
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設											
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設											
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場											

(都市計画において位置を決定したものなど)

和歌山 海南・橋本都市計



和歌山市・海南市・橋本市の

用途地域(素案)

●用途地域図は、裏面に記載しています。

住みよい環境を基本に

新用途地域の土地利用計画は市民生活が安全で、健康的で、能率的で、しかも快適な住環境を守ることが基本理念としました。



和歌山市 海南市の 概要

和歌山市、海南市は昭和四十六年六月に市街化区域、市街化調整区域が定められていますが、新しい用途地域はそのうち市街化区域と、市街化調整区域であっても市街化区域と接続して開発が許可された宅地造成地に定められます。この用途地域決定の目標となる人口と産業の見直しは、すでに決定されている「市街化区域、市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」によりなされました。今回の指定についておまな点を述べます。

これらの地域は現在でも自然環境がすぐれた地域で今後も自然環境を生かした一・二階建ての良好な住宅地として守るため第一種住居専用地域としました。「本町地区周辺、和歌山駅、海南駅前などは商業地域に」これらの既存商業地はショッピングの街であり商業業務機能の中心をなしています。今後も商業業務活動の中心地として繁栄させるため商業地域としました。

橋本市には現在市街化区域、市街化調整区域は定められていませんが、昭和六十年を目標とした橋本市長期総合計画が本年策定されました。この計画によれば、昭和六十年の人口は十五万人となっており、とくに南海電鉄の複線化に伴うニュータウンの建設が大きく見込まれます。この長期総合計画を基本として新しい用途地域案を作成しました。その概要は「ニュータウン予定地の大部分は第一種住居専用地域に」現在山麓地帯の宅地造成予定

地は、自然環境が残されており今後とも周辺の環境にマッチした一・二階建ての住宅が望ましいため、一部中高層住宅の建設が定まっている区域を除いて第一種住居専用地域にしました。「橋本駅前付近、新紀見駅付近は商業地域に」橋本駅前付近の既存商業地は、今後人口増加に伴い商業活動が活発になると考えられます。また新紀見駅付近はニュータウンの人口増加による第二の商業地域として発展することが予想されますので商業地域としました。「国道二十四号線沿線の一部、および神野々地区に準工業地域を」国道二十四号線沿いは自動車修理工場など沿道サービス工場を立地させるために、また神野々地区は公害のない工場や倉庫を建てる場所として準工業地域としました。

建築物の形の制限内容

■建ぺい率とは

建物の建築面積(通常の場合いわれる建坪と同じ)の敷地面積に対する割合(普通で表わします)のことをいいます。したがって、敷地ならびに建坪が同じであれば階数が変わっても建ぺい率は同じです。

■容積率とは

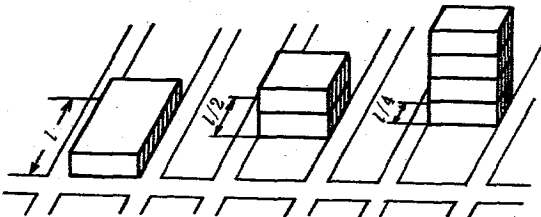
建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合(普通で表わします)のことをいいます。たとえば敷地面積いっぽうに平屋の建築物を建築するとすれば、その容積率は百割(一階建てであれば、二百割)になります。またもし敷地の半分を使って建築するのであれば、平屋は五十割、二階建ては

■斜線制限とは

隣地との境界に高い建物物が建つことは、お互いが迷惑をこうむりますので、これをさけるための制限で隣の敷地の境界や、敷地が接している道路の反対側の境界から建物までの水平距離との割合(割合)で、建てられる高さの限度が決まります。このため、建物物を敷地の境界から離せば一定の割合(割合)で、高く建てられることになります。

○建ぺい率 = $\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}}$

○容積率 = $\frac{\text{建築物延床面積}}{\text{敷地面積}}$



容積率の考え方(これらの建物はすべて同じ容積をもつ)

ご意見を!

みんなで
つくろう
住みよい街を

この用途地域は、知事が決定しますが、みなさんの生活に大きい影響をあたえますので、市の素案をもとに県素案を作り、公聴会をひいて皆さんのご意見をお聞きすることになりました。

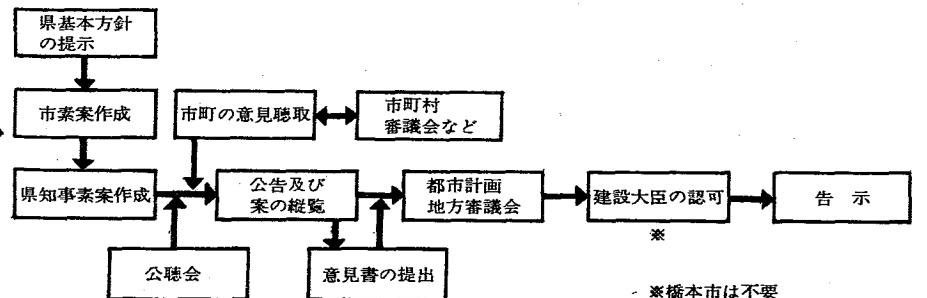
お聞かせ願った建設的なご意見は、県各部署や市と調整し、正式に「県案」となり二週間みなさんに縦覧します。この間、「県案」に対する意見書も出していただき提出されました意見書は、和歌山都市計画地方審議会に慎重に審議されます。

「用途地域が決まると」この用途地域の都市計画はことし十二月中に決定し、県公報に告示した日から効力が発生します。

告示した日以後、用途地域の制限に反する建物建てることはできません。しかし、制限に反する場合でも、その地域の環境や利便を害さないとき、または公益上やむを得ないときは所定の手続きのうえで、特別に許可をつける方法もあります。

なお、現在ある建物でその地域の制限に反するものについては、建ぺい率、容積率の限度内で床面積の二倍まで増築や改築をすることが出来ます。

用途地域の決定手続き



用途地域(素案)についての おたずねは

- 和歌山県土木部計画課
和歌山(23)-6111
- 和歌山市土木部計画課
和歌山(23)-7111
- 海南市建設経済部都市開発課
海南(2)-4111
- 橋本市都市計画課
橋本(2)-1160